

第2次宮古島市国土利用計画（案）に対するパブリックコメント実施結果

1. 実施概要

- (1) 実施期間：平成31年3月8日（金）～平成31年3月18日（日）
- (2) 募集方法：市ホームページ、各庁舎へBOXの設置
- (3) 意見提出方法：直接持参、メール、ファクシミリ、郵送、各庁舎設置BOX投函
- (4) 意見提出者：2件

2. 提出意見の概要と市の考え方

	意見概要	市の考え方	対応
1	<p>P4</p> <p>(5)課題への対応</p> <p>適切な市土管理を実現する市土地利用</p> <p>[都市的土地利用]</p> <p>リゾート開発等に伴って増加する都市的土地利用については、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住地区を生活拠点の中心部に集約するとともに、低・未利用地や空き家の有効活用を促進します</p> <p><u>「リゾート開発等に伴って増加する都市的土地利用」との記述ですが、リゾート開発＝都市的土地利用との根拠は何でしょうか。お示しいただければ幸いです。</u></p>	<p>リゾート開発等に伴い、観光客を受け入れるための商業施設や民間投資による観光産業に従事する者のためのアパート等の増加が見込まれることから、その都市的利用について、計画的に行う必要があるため「都市的土地利用」と表現しています。</p>	修正なし

2	<p>P8</p> <p>イ レクリエーション用地</p> <p>レクリエーション施設用地については、観光振興地域を重点的に整備します</p> <p><u>「観光振興地域」とありますが、根拠法令をお示し下さい。</u></p> <p><u>(因みに、沖縄振興開発特別措置法では平成24年廃止されております。)</u></p> <p><u>それとも、「旧観光振興地域」でしょうか。</u></p>	<p>本市の都市計画マスタープラン、観光振興計画など各計画の内容と照らし合わせ、将来の都市構想等において観光振興を図っていくエリアを「観光振興地域」と表現していましたが、庁内における策定委員会において「観光振興地域」を「観光振興に適した地域」へ修正しています。</p>	一部修正
---	---	--	------